

裁判員制度スタート!

～多くの皆さんに参加していただくために～

裁判員制度が本年5月21日にいよいよスタートします。
多くの皆さんに制度へ参加していただくための取り組みをご紹介します。

○その1 特別な休暇制度の創設へ向けて○

～お勤めの方にも参加していただけるように～

裁判所では、法務省、日本弁護士連合会とも連携し、企業経営者向けの説明会を行ったり、各企業等に直接伺うなどして、特別の休暇制度の創設など環境の整備への協力を働きかけてきました。

また、企業等においても、従業員の方が裁判員裁判に参加しやすいよう取り組みを進めているところもあり、多くの企業や団体で、特別の休暇制度を導入したと報道されているところです。

今後とも、裁判所では引き続き、お勤めの方が裁判員制度に参加していただきやすい環境の整備への協力を企業等に働きかけていきたいと考えています。

○その2 一時保育サービス・介護サービスの利用へ向けて○

～育児中の方や介護を行っている方にも参加していただけるように～

育児中の方や親族等の介護を行っている方は、辞退の申立てをすることが可能ですが、辞退の申立てをせずに裁判員候補者あるいは裁判員として裁判所に来ていただく方が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判所では、厚生労働省や市区町村などの地方自治体と協力して、一時保育などのサービスが利用できるような体制づくりを進めてきました。

その結果、裁判員裁判を実施する裁判所に対応する全ての地方自治体において、一時保育サービスを利用できる体制が整備される見込みとなりました。

また、介護を行っている方についても、通所介護やショートステイといった既存の介護サービスを利用して裁判員裁判に参加することができます。

今後も育児中の方や介護を行っている方が円滑に一時保育サービス・介護サービスを利用できるよう、関係機関と協力していきます。

裁判員制度についてのご理解とご協力をお願いします。

平成21年度 銃砲刀剣類登録審査会について

《審査会》 毎奇数月の10日（当日が土・日・祝日の場合はその直前日）

◆平成21年 7月10日（金）

◆平成21年 9月10日（木）

◆平成21年11月10日（火）

◆平成22年 1月 8日（金）

◆平成22年 3月10日（水）

《時間》 午前9時～12時

52会議室から
変更になりました

《会場》 秋田県庁第二庁舎 4階高機能会議室

《手数料》 登録申請手数料 6,300円（刀剣類1振りにつき）

再交付申請手数料 3,500円（刀剣類1振りにつき）

手数料は証紙にて受け付けています。会場では販売しておりませんので、あらかじめ購入の上当日ご持参ください。また、登録不可の場合も返金できませんので、ご了承ください。

証紙は県庁地下売店でも購入できます。第二庁舎地下二階から連絡通路を通り県庁地下に移動できます。

《その他》 *当日は、登録したい銃砲刀剣類、証紙及び発見届出済証をご持参ください。

*代理人の方がいらっしゃる場合は、委任状が必要になります。委任状には特に定められた用紙や様式はありませんが、刀剣類の登録申請を代理人に委任する旨の記載と押印をお願いします。

※登録の対象となる刀剣類は、伝統的な制作方法によって鍛錬し、焼入れを施した日本刀です。

外国製刀剣や、指揮刀、儀礼刀など模造刀身のものは対象外です。

【お問い合わせ先】 秋田県教育長生涯学習課 文化財保護室 銃砲刀剣類担当 ☎018-860-5194